

公益財団法人岩手県対がん協会 役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県対がん協会（以下「協会」という。）定款の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- ①役員とは、理事及び監事をいう。
- ②評議員等とは、評議員並びに名誉理事長及び顧問をいう。
- ③常勤役員とは、役員のうち協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- ④非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- ⑤報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与、その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- ⑥費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支払い)

第3条 役員に、その職務遂行の対価として、評議員会で定めた報酬総額の範囲内で、報酬並びに賞与を支払うことができる。

- 2 評議員に、定款に定める総額の範囲内で報酬を支払うことができる。
- 3 名誉理事長及び顧問に、その職務遂行の対価として報酬を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬は年報酬とし、別表1の報酬月額表に基づき、年額に換算した額を理事会の承認を得て決定する。

- 2 常勤役員に、評議員会で定めた報酬総額の範囲内で、別表2の基準により賞与を支払うことができる。
- 3 非常勤役員の報酬は、月額1万円とする。
- 4 代表理事が非常勤である場合の報酬は、月額5万円とする。
- 5 評議員の報酬は、会議出席の都度、一人一律3万円とする。

- 6 名誉理事長及び顧問が会議に招集され、出席した場合の報酬は、一人一律 3 万円とする。
- 7 業績の悪化等、緊急に必要な場合、理事長は理事会の決議を経て役員の報酬を削減することができる。

(退任慰労金)

- 第 5 条 退任慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任または死亡により退任した者に支払うものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。
- 2 退任慰労金は、在任期間における、各年度に支給された報酬月額を合算した額の範囲内で、理事会の承認を得て支給することができる。
 - 3 在任年数が 1 年に満たない端数がある場合は、7 ヶ月未満は 0.5 年、7 ヶ月以上は 1 年として算定するものとする。

(再任等の場合の取扱)

- 第 6 条 常勤役員が任期満了の日またはその翌日において、再び同一、または役職を異にする役員に選任されたときは、退任慰労金の算定において、引き続き在職したものとみなす。

(報酬の支払い方法)

- 第 7 条 常勤役員の報酬は毎月 25 日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支給する。
- 2 常勤役員の賞与は 6 月及び 12 月に支給できる。
 - 3 報酬等は、その全額を通貨または銀行振込により支給する。
 - 4 非常勤役員の報酬は、毎年 3 月に、その就任月数に応じた額を支払う。
 - 5 評議員等の報酬は、会議出席の都度支払う。
 - 6 前各項の支給に際して、必要に応じて法令に則った源泉税等を控除の上支払う。

(支給除外対象)

- 第 8 条 この規程に定める報酬及び費用（実費精算を除く）は、次の者には支払わない。
- ①国または地方公共団体等の公職にある者
 - ②受領を辞退する者
 - ③その他支給が適切でないと判断される者

(日割計算)

第9条 新たに常勤役員になった者には、その日から報酬を支払う。

2 常勤役員が退任した場合には、その日までの報酬を支払う。

3 常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支払う。

4 非常勤役員が退任した場合には、その月までの報酬を支払う。

5 前1項または2項により報酬を支払う場合であって、月の初日から支払うとき以外または月末日まで支払うとき以外の時は、その月の総日数を基礎とする日割計算とする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算された報酬の額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り上げるものとする。

(費用)

第11条 協会は、役員及び評議員等が、その職務の執行にあたって負担した費用については、これを遅滞なく支払う。

2 常勤役員には通勤手当を支払い、その額は、職員の給与等に関する規程による。

3 非常勤役員及び評議員等が会議に出席する場合、別表3により旅費を支払う。

(公表)

第12条 協会は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人移行登記の日から施行する。

別表 1 (常勤役員の報酬月額表)

(単位：円)

1号	100,000	6号	350,000	11号	600,000	16号	850,000	21号	1,100,000
2号	150,000	7号	400,000	12号	650,000	17号	900,000	22号	1,150,000
3号	200,000	8号	450,000	13号	700,000	18号	950,000	23号	1,200,000
4号	250,000	9号	500,000	14号	750,000	19号	1,000,000	24号	1,250,000
5号	300,000	10号	550,000	15号	800,000	20号	1,050,000	25号	1,300,000

別表 2 (常勤役員の賞与の支給基準)

報酬月額 × 支給月数 (年間 3 ヶ月以内)

別表 3 (非常勤役員及び評議員等の旅費)

交通費	<p>会議等開催地以外の市町村からの J R 線等の実費、その他移動に要する費用を支払う。</p> <p>但し、J R 線水沢以南及び一戸以北は新幹線の実費を支払うものとする。</p>
-----	--